

# 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について

令和 3 年 12 月  
特 許 庁

## 1. 省令案の趣旨

特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年 5 月 21 日法律第 42 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）等関係省令について所要の改正を行う。

## 2. 省令案の概要

### 1. PCT 国際出願における国際調査手数料の返還額の改定

改正法の施行に伴う整備政令（令和 3 年政令第 344 号）において、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の手数料の改定を行った（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和 53 年政令第 291 号）第 2 条第 2 項関係）。

国際出願をする者が出願時に支払う手数料のうち、国際調査手数料については、一定要件に該当する場合は返還を行うこととしているところ、今般の国際調査手数料の改定に伴い、その返還額を引き上げることとする。具体的には、国際出願法施行規則第 36 条第 1 項の及び同規則第 50 条の「当該各号に定める金額」を下表のとおり改正する。

	現 行	改正案
国際出願法施行規則第 36 条の 2 第 1 項に定める金額	10,000 円	17,000 円
国際出願法施行規則第 50 条第 1 号に定める金額	28,000 円	57,000 円
国際出願法施行規則第 50 条第 2 号に定める金額	62,000 円	67,000 円

### 2. 書面手続における支払手段の拡充に関する規定の整備

改正法において、オンライン手続のみならず書面手続においても指定立替納付（クレジットカード決済等による納付）を可能とした（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「特例法」という。）第 15 条の 3 関係）。

これを踏まえ、当該指定立替納付を行うことが可能な手続については経済産業省令で定めることとしている（特例法第 14 条第 1 項及び第 15 条の 3）ところ、省令において書面手続において指定立替納付を行うことができる手続を「手数料を現金により納付することができる手続」として包括的に指定し、及びその納付に関して具体的な方法を規定する等、各種規定を整備する（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号）第 38 条の 2、第 40 条第 6 項等関係）。

### 3. 各種手続における登記事項証明書の添付省略を可能とするための改正

今般、特許庁においては、法務省が運営する登記情報連携システムを利用することで、特許庁の各種手続において登記事項証明書の提出の省略を可能とすることを検討している。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号、以下「デジタル手続法」という。）第 11 条の規定により登記事項証明書の提出の省略を可能とするためには、申請に関する法令において、申請に際し登記事項証明書を添付することが規定されていることが前提となる。

そこで、申請等に際し登記事項証明書を添付することが法令上明記されていなかった手続に関して、法令上明記する等、デジタル手続法第 11 条の規定に基づき登記事項証明書の添付を省略することができる場合を拡大するための所要の改正を行う（特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）様式第 18 及び様式第 32 等関係）。

### 4. その他

改正法の施行に伴う関係省令の整理等、その他所要の改正を行う。

### **3. スケジュール**

令和 4 年 4 月 1 日（金） 施行予定